

「令和 7 年度 高齢者運転免許自主返納者優遇店ガイドブック制作業務」 の公募型プロポーザル募集要項

高齢運転者による交通事故の割合が増加している現状を踏まえ、65 歳以上の運転免許自主返納者が優遇サービスを受けられる店舗や施設を掲載した「高齢者運転免許自主返納者優遇店ガイドブック」を制作・配布し、返納後も安心して生活を送ることができる環境を整備することで、高齢者の運転免許の自主返納を促進することを目的として、以下の業務を実施する事業者を募集する。

1 業務概要

- (1) 業務名
令和 7 年度 高齢者運転免許自主返納者優遇店ガイドブック制作業務
- (2) 業務内容
詳細は別添の「仕様書」のとおり。
なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して決定する。
- (3) 実施主体
徳島県生活環境部消費者政策課
- (4) 履行期間
契約締結日から「提案された事業実施期間の末日」若しくは「令和 8 年 3 月 19 日（木）」のいずれか早い日までとする。
ただし、事業効果が速やかに波及するよう、特段の事情がある場合を除き、可能な限り早期に完了する委託期間とすること。
- (5) 見積限度額
1,600 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (6) スケジュール

令和 7 年 11 月 26 日（水）	公募開始
令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時まで	企画提案書等提出締切
令和 7 年 12 月中旬	審査委員会・プレゼンテーション開催
	審査結果通知
令和 7 年 12 月下旬	契約
令和 8 年 3 月 19 日（木）	納品

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 徳島県内に本社又は営業所等を置く者であること。
- (2) 次のアからサまでのいずれの事項にも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの

- 指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
- ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者。
- オ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者。
- カ 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びこれらの手続中である者。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
- ケ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- サ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者。

3 提出書類等

(1) 提出書類

- | | |
|---|---------------|
| ア 参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第2号） | 1部 |
| ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第3号） | 1部 |
| エ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人事業主の場合は開業届のコピー | 1部 |
| オ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
又はこれに類するもの | 1部 |
| カ 直近の納税証明書（国税・県税） | 1部 |
| キ 企画提案書（様式第4号） | 6部 |
| ク 見積書（様式第5号） | 6部（正本1部、副本5部） |
| ケ 参考資料（類似業務実績の冊子等、企画提案内容を補足する資料） | 任意（提出する場合は6部） |

※ウの業務実績については、過去5年間の主要な実績を記載すること。

実績の事例が多い場合には、必要に応じて様式を変更すること。

(2) 提出期限等

提出期限：令和7年12月10日（水）午後5時必着

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

提出先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部消費者政策課くらし安全担当

4 対象となる経費

(1) ガイドブック作成に係る経費

(2) デザイン等に係る経費

(3) ガイドブック配送に係る経費

(4) 人件費

(5) 一般管理費（事業を行うために必要な経費の中で、証憑による照合が困難な経費（当該事業とその他との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において、一定割合支払を認められる間接経費）

(6) その他事業実施のため必要と認められる経費（ただし、不動産の購入、修繕経費（土地建物）や、汎用備品等の機械・器具購入費、その他事業計画と関連性がない経費は対象外）

(7) その他

ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

イ 業務に要した経費は、領収書等で確認できること。

5 応募に関する留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。

カ 審査の公平性を害する行為があったもの。

キ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めたもの。

(4) 応募は1参加者につき1件とする。

- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (7) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (8) 提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

6 質疑応答

- (1) 質問の受付期間
令和7年11月26日（水）から同年12月4日（木）（土日祝は除く）までの
午前9時から午後5時まで
- (2) 質問の提出方法
当該募集に係る質問は、様式第6号により、電子メールで提出すること。
（口頭での質問は受け付けない）
また、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
- ・ メールアドレス：shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
 - ・ 電 話 番 号：088-621-2287（消費者政策課くらし安全担当）
- (3) 質問の内容
原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答
質問者に対して電子メールにより、令和7年12月8日（月）までに回答するほか、県ホームページ上に掲載する。

7 審査基準等

- (1) 審査の方法
提出された企画提案書を基に、当該委託業務の審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募者多数の場合は、企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ提案者に説明を依頼する。

ア 令和7年12月中旬開催予定のプレゼンテーション審査への参加者には詳しい日程など、別途通知する。

- イ プレゼンテーションを行う者は、1 者当たり 3 名までとする。
- ウ プレゼンテーションの時間は、1 提案者当たり最大 20 分（説明 15 分、質問 5 分）までとする。
- エ プレゼンテーションに当たっては、補足資料を用いて行うことも可能であり、その場合は 6 部用意することとする。
- オ プレゼンテーション審査に遅刻した場合は、応募辞退とみなす。
- カ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 審査基準（次の項目を審査基準とする。）

- ア 事業目的及び企画案の妥当性・有効性
- イ 事業運営にあたっての実現性・計画性
- ウ 経費の妥当性

(3) 採点の方法

審査委員が次の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合には、審査委員の協議により決定することとする。なお、得点が最も高い場合又は提案者が 1 者であった場合においても、その得点の合計が全体の 6 割以上ではない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

評価項目と配点		
評価項目	配点	採点基準等
掲載事業者への交渉	200	掲載事業者数 530 件以上を実現できる計画となっているか。
ガイドブックのデザイン	100	運転免許返納者が活用しやすいように、工夫を凝らしたデザインとなっているか。
追加提案	100	空白ページやページ内の空白部分に、免許返納者が活用したり、交通安全の啓発につながったりするような内容が提案されているか。 また、ガイドブックの利用促進につながる掲載内容の工夫や、幅広い広報等の独自の提案がされているか。
価 格	100	提案事業を実施する際の所要経費の内容や金額は妥当なものとなっているか。
合 計	500	

※予算上限額を上回った場合は失格とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに提案者に通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。

- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の締結について

- (1) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、業務の進捗状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定するこれらの権利）はすべて県に帰属する。
- (8) 本事業の終了後、受託者から提出していただく実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。